

産業廃棄物処理計画書

7年 6月 30日

広島市長

提出者

住所 広島市西区観音新町1-20-24  
氏名 三菱重工交通・建設エンジニアリング(株)  
中四国建設統括部長 尾木靖夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-294-5102 担当：藤岡

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱重工交通・建設エンジニアリング(株)中四国建設統括部
事業場の所在地	広島市西区観音新町一丁目20番24号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成予想工事高 ￥6,000,000,000
③従業員数	70名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	200	190									200	190	26	100	33	100				
廃油	3										3				3					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	156	150									156	150	208	100	150	100				
紙くず	21	20									21	20	2		20					
木くず	277	260									277	260	211	200	220	200				
繊維くず														3						
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	151	140									151	140	37	100	151	100				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6711	6340									6711	6340	5189	5500	5400	5500				
鋸さい																				
がれき類	521	500									521	500	120	150	150	150				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
蛍光灯																				
石膏ボード	103	95									103	95	182	100	64	100				
石綿	2										2									
伐採材																				
合計	8145	7695	0	0	0	0	0	0	0	0	8145	7695	5978	6250	6191	6250	0	0	0	0

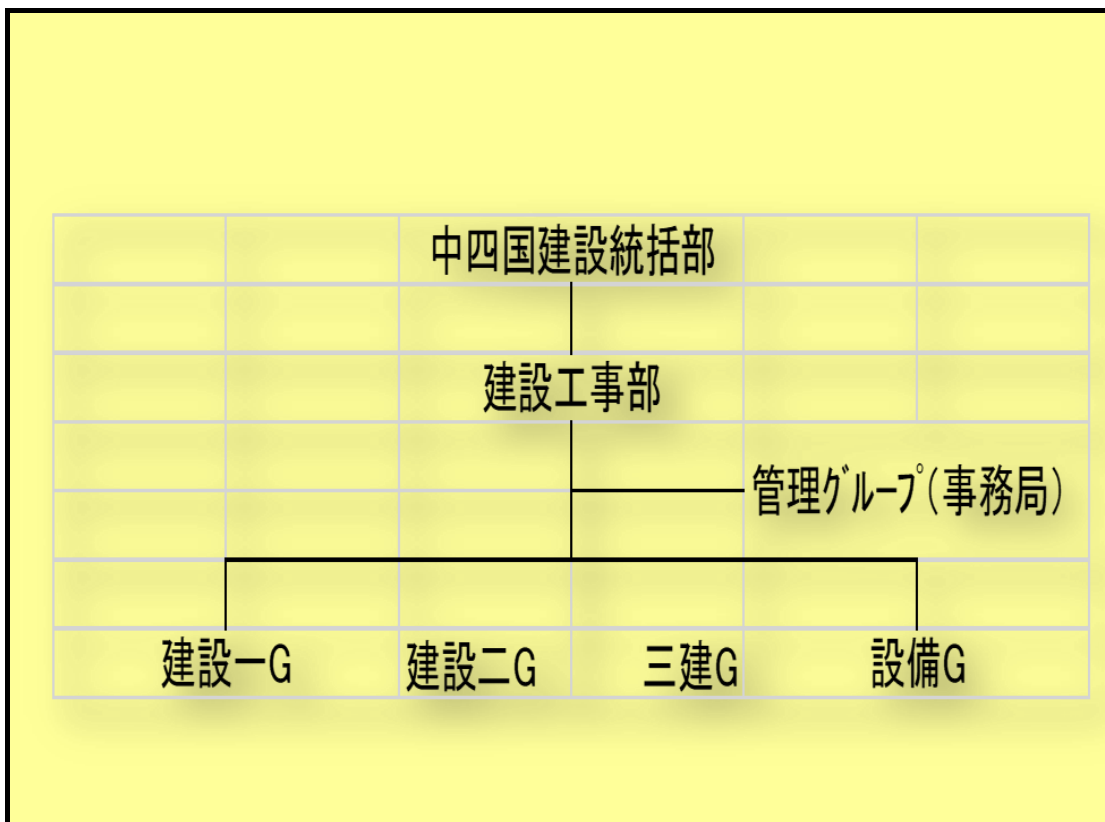
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	建築資材の工場プレカット推進、梱包簡素化推進、排出量の前年度比5%減量
②計画 (今後実施する予定の取組)	建築資材の工場プレカット製品使用の推進。簡易包装資材使用の推進。昨年に引き続き 総排出量は前年度比5%の削減を行う。リサイクル率90%目標

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	廃棄物の種類別収集の推進
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別箱を設置し 種類別収集を推進。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	未実施
②計画 (今後実施する予定の取組)	予定無

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	未実施
②計画 (今後実施する予定の取組)	予定無

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>未実施</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>予定無</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>処理業者の許可期限の確認、処理場の視察、電子マニフェストの採用、リサイクル・再生に積極的な処理業者への推進、反社会的勢力関連企業の排除</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>契約時の処理業者の許可期限の確認、中間及び最終処理場の視察、電子マニフェストの採用、リサイクル・再生に積極的且つ優良処理業者への推進、反社会的勢力関連企業の排除</p>